

ワクチン接種

が始まります

■問い合わせ

小浜市新型コロナワクチン接種対策チーム ☎ 64・5654

優先順位に基づいて接種

ワクチン接種は、左の優先順位に基づき、高齢者施設の入所者・従業員などの一部ですでに始まっています。

※年齢は、令和4年3月31日時点の満年齢。16歳未満は接種対象外

【接種の優先順位】

- ① 医療従事者など
- ② 高齢者施設に入所している65歳以上の高齢者、および従業員
- ③ ②以外の65歳以上の高齢者
- ④ 基礎疾患※を有する65歳未満の人
- ⑤ 60歳～64歳の人
- ⑥ 16歳～59歳の人（16歳の人是一部例外あり）

※8Pで詳しく解説します

市では、65歳以上の高齢者は4月23日☎から予約申し込みを受け付けし、16歳から64歳の方は、優先順位に基づいて6月ごろから順次、予約を受け付けます。

「接種券」が届いたら予約を申し込みよう

接種は完全予約制で、予約を申し込み込むには、市から届く「ワクチン接種券」が必要です。

接種券は、高齢者宛てに、4月23日☎に発送し、遅くとも26日☎には届く予定です。接種券が手元に届いたら、内容を確認し、予約申込ダイヤル※に電話またはFAXで申し込みください。

予約を申し込みの際は、希望する接種会場と接種希望日を複数（第3希望程度）用意して連絡してください。

なお、4月23日☎～30日☎は「申込スタート期間」とし、期間中の予約申し込み分は、市で日程を調整の上、5月の大型連休明けに接種の会場と日時をはがきで通知します。

そのため、必ずしも希望の日時で接種できない場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

※予約申込ダイヤルは、下記の問い合わせ先を参照。接種券に同封の書類にも記載

会場は、市が指定する医療機関

接種会場は、小浜市が指定する医療機関（下表）です。かかりつけ医が市外にあり、そちらでの接種を希望する人は、その医療機関がある市町村の役場に相談してください。

予約の流れと今後の日程

予約の流れ	日程	
	65歳以上の高齢者（優先順位③）	16歳～64歳の人（優先順位④～⑥）
① 市から住民票の住所宛てに「ワクチン接種券」が届く	4月23日☎から 4月26日☎ごろ	6月ごろから順次
② 予約申込ダイヤルに電話かFAXで接種の予約を申し込む 	4月23日☎から ※30日☎までは 申込スタート期間	6月ごろから順次
③ 予約日に接種（1回目）を受ける（事前に予約票を記入し、当日持参する）	5月17日☎以降 ※ 申込スタート期間 に予約した人には、5月の大型連休明けにはがきで通知	7月ごろから順次
④ 2回目の接種を予約する（接種日は③から3週間以上あける）	③の日以降	③の日以降
⑤ 予約日に接種（2回目）を受ける 	③から3週間以上あけた日	③から3週間以上あけた日

接種の会場

 接種会場 （市の指定実施医療機関）  ※通常診療と別に接種時間を設ける場合があります ※必要に応じて、特設会場を設置し集団接種を行います		
いちせクリニック（南川町）	田中整形外科医院（千種一丁目）	にしお内科クリニック（南川町）
小津外科医院（日吉）	田中病院（遠敷十丁目）	本馬医院（水取一丁目）
木村医院（四谷町）	中名田診療所（深野）	山手医院（山手一丁目）
しんたにクリニック（駅前町）	中村クリニック（千種二丁目）	吉井医院（塩竈）
杉田玄白記念 公立小浜病院（大手町） ※通常診療時を除く	中山クリニック（多田）	

（掲載は50音順）

予約申し込み・問い合わせ

小浜市新型コロナワクチン接種対策チーム（予約申込ダイヤル） ☎ 64・5654 / FAX：64・5342

【対応時間】 9時～17時15分（土・日・祝日を除く※）

※4月24日☎～5月5日☎☎の間は、土・日・祝日も対応します

こんな人はどうする？

小浜市に住民票がない人

単身赴任者や学生であるなどの理由で、市内に住んでいる、あるいは滞在しているが、住民票は小浜市以外の市区町村にある場合があります。

住民票の所在地と現在の居住地が異なる人で、次の①～⑧に該当するなど、やむを得ない事情で住民票の所在地で接種を受けることができないと考えられる人は、市まで問い合わせてください。

※市内に住民票があるが、市外に住んでいる人については、その人が住んでいる市区町村に問い合わせてください

「こんな人は、相談してください」

- ①出産のために里帰りしている妊産婦
- ②単身赴任者
- ③遠隔地に下宿している学生
- ④DV、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者
- ⑤親などの介護者
- ⑥入院・入所者
- ⑦基礎疾患を持つ人が主治医のもとで接種する場合
- ⑧災害による被害にあった人

接種が済んでも油断は禁物

引き続き、感染予防を徹底しましょう

感染予防策の徹底を

新型コロナウイルス感染症は、全国各地で感染拡大の勢いが収まらず、重症者も急増しています。

4月15日現在、首都圏や関西圏などにおいて「まん延防止等重点措置」が実施されており、県内においても、「福井県感染拡大警報」が発令されています。

新型コロナウイルスは、発症を防止する効果は確認されていますが、感染そのものを防げるかどうかはまだ確認されていません。

市民の皆さんも、感染の拡大を防ぐため、接種後も引き続き、手洗いやうがい、マスク着用を徹底するなど、基本的な感染対策の継続をお願いします。

持病などの基礎疾患がある人

65歳未満の人に対するワクチン接種は、慢性的な病気や肥満などの基礎疾患がある人から優先的に行われます（6Pの優先順位④）。

「基礎疾患がある人」とは

- ①次の病気や状態で、通院・入院している人
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変など）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中、または他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、または免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体機能が衰えた状態（呼吸障害など）
 - ・染色体異常

ここである「基礎疾患がある人」とは、次のいずれかに該当する人のことです。

該当する人は、接種時の予診票にその旨を記載してください。

- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院治療）で「重度かつ継続」に該当する場合）
- ・知的障がい（療育手帳を所持している場合）

②基準（BMI30）以上の肥満の人

- BMIの計算方法
BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)
- BMI30の目安
身長1.5mで体重67.5kg
身長1.7mで体重86.7kg

事業者の皆さんへ

国では、製造業や農業・漁業、飲食店、各種小売店や卸売業者など、各業界がそれぞれに定めた感染拡大防止に関するガイドラインについて、一覧にまとめて公表しています。

ぜひ一度、該当する業種のガイドラ

インを確認して、感染対策を行いながらの営業にご協力をお願いします。

一覧は、内閣官房のWEBサイト「新型コロナウイルス感染症対策」(<https://corona.go.jp/>)から見られます。

内閣官房WEBサイト「新型コロナウイルス感染症対策」

URL <https://corona.go.jp/>

業種別ガイドライン 内閣 検索

右にあるバナーから、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」をクリック

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧

業種別ガイドライン

該当の業種を探し出してクリックすると、各業種の協会などが定めるガイドラインが見られます